

— 「空き家・空き地バンク」の手続きの流れ —

※ 以下「空き家・空き地」は「空き家等」と記載

- ① 空き家等の所有者等は、市に空き家等バンク「登録の申し込み」をする



- ② 市は空き家等の調査を行い、空き家等バンクに登録が適当（不適当）と判断した場合、空き家等の所有者等へ「空き家・空き地バンク登録（未登録）通知書」により連絡をする



- ③ 市は、「宅建協会」へ空き家等バンク登録物件（以下「登録物件」という）について、仲介を依頼し、空き家の所有者等と「宅建協会」の担当業者は双方の話し合い・合意に基づき、登録物件の取引に関する媒介契約を結ぶ



市は売買・賃貸希望者から問い合わせがあった場合、登録物件の仲介業者を紹介する



- ④ 登録物件に関し売買等が成立した場合、空き家等の所有者等は「空き家・空き地バンク登録変更届（様式第4号）」により市へ報告する



- ⑤ **報告を受け**、市は空き家等バンクの登録物件の内容変更を行う